

2016年5月に成立した「合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律（クリーンウッド法）」。細則（基本方針、省令、施行規則）も整備され、いよいよ2017年5月に施行されます。この法律によって木材を取扱う企業は具体的に何を求められるのか、また本当に違法伐採木材は市場からなくなるのか、など関係者の関心は高まっています。

そこで本シンポジウムでは、そもそもの新法制定の目的、対象者や対象物品の範囲、そして新法によって求められることなど、新法について正しく理解することを目的として、欧米の違法伐採対策におけるデューディリジェンスの内容との比較も交え、クリーンウッド法の全貌を明らかにします。また各企業のこれまでの取組み事例を踏まえ、今後、新法の目的を達成するための効果的な運用を確保するために、各々が異なる立場において果たすべき役割や望ましいレベルでの取組みについても議論し、課題を抽出します。

シンポジウム

世界の違法伐採問題と日本の木材消費： クリーンウッド法の効果的な実施に向けて

【日時】 4月17日(月) 13:00～17:00 (開場 12:30)

【場所】 早稲田大学 9号館 第一会議室 (早稲田キャンパス：東京都新宿区西早稲田1-6-1)

【参加費】 無料

プログラム (予定) ※内容は予告なく変更することがあります

第1部 クリーンウッド法とは？

1. クリーンウッド法の解説(林野庁林政部木材利用課)
2. 日米欧の違法伐採対策法の比較からクリーンウッド法運用への提案
(粉井まり / ディープグリーンコンサルティング)
3. モデレーターによるQ&Aセッション

第2部 クリーンウッド法の効果的な運用に向けたステークホルダーの役割を考える

1. 商社のこれまでの取組み紹介～第一種木材関連事業者の事例
伊藤忠建材株式会社、双日株式会社、住友林業株式会社
2. モデレーターによるQ&Aセッション
3. 川下企業のこれまでの取組み紹介～第二種木材関連事業者の事例
積水ハウス株式会社、鹿島建設株式会社、日本製紙連合会、一般社団法人全国木材組合連合会
4. モデレーターによるQ&Aセッション
5. 全体討議 / フリーディスカッション

お申込みはこちらから → <https://ssl.form-mailer.jp/fms/2f34f72a469866>



【対象】 木材調達における合法性・持続可能性のリスク管理、フェアウッド調達に関心をお持ちの方

【主催】 早稲田大学環境総合研究センター-W-BRIDGEプロジェクト、九州大学熱帯農学研究センター、認定NPO法人国際環境NGO FoE Japan、一般財団法人地球・人間環境フォーラム

【協力】 一般社団法人全国木材組合連合会、公益財団法人地球環境戦略研究機関(IGES) 【後援】 林野庁

※本シンポジウムは早稲田大学環境総合研究センター-W-BRIDGEプロジェクト「『フェアウッド』の普及を通じた違法伐採対策への意識向上の促進」の一環として開催します。

【フェアウッド研究部会事務局】

国際環境NGO FoE Japan (担当：三柴) Tel: 03-6909-5983 / Fax: 03-6909-5986 / mishiba@foejapan.org

地球・人間環境フォーラム (担当：坂本) Tel: 03-5825-9735 / FAX: 03-5825-9737 / info@fairwood.jp